

令和 7 年 6 月
愛 荘 町 議 会 定 例 会
議 案 説 明 資 料

令和 7 年 6 月 1 9 日

●議案第 4 1 号

愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を

改正する理由

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ポスター等の公費負担額が改正されることから、これに準じ所要の改正を行うもの。

愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を

改正する条例の要旨

第 8 条中、選挙運動用ビラの作成単価を「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改めるもの。

第 1 1 条中、選挙運動用ポスターの作成単価を「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改めるもの。

施行期日

公布の日

愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年愛荘町条例第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額および支払手続) 第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額および支払手続) 第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額および支払手続) 第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額および支払手続) 第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙

運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第42号

契約議決案件について

- 1 工 事 名

令和7年度 工事第1号
愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（建築）
- 2 契 約 方 法

一般競争入札
- 3 契 約 金 額

金 495,935,000 円（消費税および地方消費税込み）
- 4 施 工 場 所

滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 822 番地
- 5 工 期

契約議決の日～令和9年1月15日（金）
- 6 工事概要等

工種： 建築一式
概要： 防水工事、外壁改修工事、タイル工事、屋根・樋工事、建具工事、
解体工事、椅子取替工事、舞台吊物機構改修工事
- 7 契約の相手方

住所： 滋賀県東近江市佐生町150番地
氏名： 株式会社大兼工務店
代表取締役 辻野 宜昭

8 工 事 工 程

		令和7年度												令和8年度											
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
建築	舞台吊物（大・中ホール）																								
	外壁・屋根																								
	自動ドア																								
	防火シャッター																								
	固定席（大ホール）																								
	電動式観覧席（中ホール）																								
	内部改修																								
電気設備	キュービクル																								
	発電機																								
給排水冷暖房設備	空調設備（大・中ホール）																								
	内部改修																								

：製作期間

：施工期間

入札結果調書

一般競争入札

[illegible]

契約議決案件について

- 1 工 事 名

令和7年度 工事第2号
愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（電気設備）
- 2 契 約 方 法

一般競争入札
- 3 契 約 金 額

金 105,347,000 円（消費税および地方消費税込み）
- 4 施 工 場 所

滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 822 番地
- 5 工 期

契約議決の日～令和9年1月15日（金）
- 6 工 事 概 要 等

工種： 電気設備
概要：受変電設備工事、電灯設備工事、放送設備工事、自家発電設備工事、
大ホール客席誘導灯工事、調光設備更新工事
- 7 契約の相手方

住所： 滋賀県東近江市沖野三丁目8番31号
氏名： 株式会社ニシデン
代表取締役 西田 浩之

8 工 事 工 程

		令和7年度												令和8年度											
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
建築	舞台吊物（大・中ホール）																								
	外壁・屋根																								
	自動ドア																								
	防火シャッター																								
	固定席（大ホール）																								
	電動式観覧席（中ホール）																								
	内部改修																								
電気設備	キュービクル																								
	発電機																								
給排水冷暖房設備	空調設備（大・中ホール）																								
	内部改修																								

：製作期間

：施工期間

入札結果調書

一般競争入札

[illegible]

契約議決案件について

- 1 工 事 名

令和7年度 工事第3号
愛荘町立ハーティーセンター秦荘等長寿命化改修工事（給排水冷暖房設備）
- 2 契 約 方 法

一般競争入札
- 3 契 約 金 額

金 136,180,000 円（消費税および地方消費税込み）
- 4 施 工 場 所

滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 822 番地
- 5 工 期

契約議決の日～令和9年1月15日（金）
- 6 工 事 概 要 等

工種： 給排水冷暖房
概要：多目的トイレ改修工事、浴室改修工事、空調設備工事
- 7 契約の相手方

住所： 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 2 4 9 番地
氏名： 株式会社湖東工業所
代表取締役 上林 清作

8 工 事 工 程

		令和7年度									令和8年度											
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建築	舞台吊物（大・中ホール）																					
	外壁・屋根																					
	自動ドア																					
	防火シャッター																					
	固定席（大ホール）																					
	電動式観覧席（中ホール）																					
	内部改修																					
電気設備	キュービクル																					
	発電機																					
給排水冷暖房設備	空調設備（大・中ホール）																					
	内部改修																					

： 製作期間

： 施工期間

[illegible]

令和7年度愛荘町立ラポール秦荘空調設備改修工事について

1 経緯

ラポール秦荘いきいきセンターの空調設備については、令和4年度に研修室1が、令和6年度にふれあいラウンジが、それぞれ故障、現在に至るまで据え置き型のエアコンをレンタルして対応しています。また、いきがいセンターについても令和6年度に故障し、一部部品を交換しています。設置後 20 年以上経過し老朽化の激しい状況であり、今回、空調設備を改修工事するものです。

2 工事について

(1) 工事名称

令和7年度工事第7号愛荘町立ラポール秦荘空調設備改修工事

(2) 予算計上額(令和7年度当初)

工事請負費 139,000 千円

(3) 落札(工事)

ア 落札者

住所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 1262

氏名 愛知電機工業株式会社 代表取締役 柿田 新吾

イ 落札金額

134,420,000 円(税込み)

ウ 場所

愛荘町立福祉センター(ラポール秦荘いきいきセンターおよびいきがいセンター)

エ 工事内容

i 建築工事

機械基礎工事等

ii 電気設備工事

いきいきセンター・いきがいセンター空調電源設備等

iii 機械設備工事

いきいきセンター・いきがいセンター空調設備(ガスヒートポンプエアコン)設置等

室内機計 70 台(いきいきセンター61 台、いきがいセンター9 台)

室外機計 11 台(いきいきセンター10 台、いきがいセンター1 台)

(4) 工程スケジュール

年	令和7年							令和8年
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
内容	契約 機器等 発注			機器等 納期	工事			完了
備考	機器等納期目安(2~3か月)				工事目安(2~3か月)			

入札結果調書

一般競争入札

工 事 名	令和7年度 工事第7号 愛荘町立ラポール秦荘空調設備改修工事
-------	--------------------------------

入札日時	令和7年6月3日(火)	午後3時00分
------	-------------	---------

工事場所	滋賀県愛知郡愛荘町安孫子1216番地1
------	---------------------

工 期	契 約 締 結 日 ～ 令和8年1月5日
-----	--

予定価格(税抜)	126,055,000 円 (※事後公表)
----------	-----------------------

[illegible]